



住まい・暮らし

～ 地方創生関連・空き家・住宅補助 ～

住まいの補助金

☎ ひと・まち・みらい課 ☎ 34-0002

若者世帯の移住・定住を応援しています。それぞれの条件については、お問い合わせください。

■家賃補助

若者世帯（新婚世帯、子育て世帯、ひとり親世帯）の方で、町内の賃貸住宅に入居する場合、4万円を超える家賃部分について、最大2万円まで補助します。

補助金額

※次の①②の計算式のうち、いずれか少ない金額の方を補助金額とします。

補助期間

①	家賃月額	－	4万円
②	家賃月額	－	雇用主からの住居手当額

新婚世帯	24か月(2年間)
子育て世帯	60か月(5年間)
ひとり親世帯	子どもが高校を卒業する年の3月末まで

■住宅取得補助

若者世帯の方で、町内の住宅を、居住する目的で新築・購入等取得する場合、住宅取得費用の一部を、最大190万円まで補助します。

※当該補助金の交付を受けることができる方は、フラット35の借入金利を一定期間引き下げる制度（当初10年間、年▲0.25%）が利用できます。（一定の要件あり）

補助金額

住宅取得に係る費用の10分の1（土地取得に係る費用は除く）。	100万円（最大）
町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者を利用して新築、増築する場合、補助費用の5%を増額。	最大50万円（増額）
町内の製材事業者から地域材（兵庫県産材）を調達した場合、補助対象費の4%を増額。 ただし、使用量が5立方メートル以上10立方メートル未満の場合は上限20万円。 10立方メートル以上の場合は上限40万円。	最大40万円（増額）

■リフォーム補助

若者世帯の方で、居住する住宅をリフォームする場合、リフォーム工事費用の一部を、最大90万円まで補助します。

補助金額

10万円以上のリフォーム工事で、工事費用の10分の1。	50万円（最大）
町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者を利用してリフォームする場合、補助費用の5%を増額。	最大20万円（増額）
町内の製材事業者から地域材（兵庫県産材）を調達した場合、補助対象経費の4%を増額。 ただし、使用量が2立方メートル以上5立方メートル未満の場合は上限10万円。 5立方メートル以上の場合は上限20万円。	最大20万円（増額）

■空き家活用支援事業

空き家の利活用を促進するため、耐震要件を満たす戸建ての空き家を住居・事業所・地域交流拠点として一定期間活用する場合、改修費用等を補助します。

※補助金額についてはお問い合わせください。

■三世代同居対応改修工事推進事業

若年層の定住促進と活力ある町づくりを進めるため、三世代同居など複数世帯の同居対応のための改修をする場合、その費用の一部を補助します。

●補助対象となる三世代同居対応改修工事

キッチン、浴室（脱衣室を含む）トイレまたは玄関のいずれかを増設し、改修後にキッチン、浴室（脱衣室を含む）、トイレまたは玄関のいずれか1つ以上が複数となる工事。※既設部分の改修工事は補助対象となりません。

※補助金額についてはお問い合わせください。



住まいの提供

問 ひと・まち・みらい課 ☎34-0002

■空き家・空き土地・空き店舗バンク

神河町では、移住・定住するための窓口として、空き家バンクを設けて、空き家や空き土地、空き店舗の紹介を、町ホームページで行っています。物件を借りたい・買いたいはもちろん、物件を貸したい・売りたいという情報もお待ちしています。

■空き家のおかたづけ

空き家の利活用を促進するため、空き家バンクに登録する物件の家財の処分費用等について、最大20万円まで補助します。

婚活支援

問 ひと・まち・みらい課 ☎34-0002

Link! かみかわ

結婚に至る出会いの場を提供し、カップル誕生を支援するため、ご入会頂いた方を相談員がサポートします。

公民館

問 中央公民館 ☎34-1450

施設名	所在地	電話番号
中央公民館	神河町寺前 64	34-1450
神崎公民館	神河町中村 10	32-1681

【開館時間】 午前 8 時 30 分から午後 10 時

【休館日】 月曜日（月曜が祝日の場合は翌平日） 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

【施設】 大ホール、会議室等を利用できます。

【利用方法】 公民館使用許可申請書を提出してください。（申請書は町のホームページからダウンロードできます。）

【使用時間】 午前 9 時から午後 9 時半まで（日曜・祝日は午後 5 時まで）*図書室・パソコンの使用は午後 5 時まで

【注意事項】

- ・各部屋は2か月先まで予約できます。
- ・大ホールの使用については、事前に協議してください。
- ・営利目的・宗教活動の利用はできません。
- ・使用料及び使用料の減免については、ホームページをご覧ください。



中央公民館



神崎公民館



神河町内には3つの図書室があります。また、きらきら館には絵本・児童書を中心に子ども向けの本がそろっています。どうぞご利用ください。

■貸出

【場 所】 中央公民館、神崎公民館、きらきら館

【対 象】 町内在住・在勤・在学の方・播磨圏域8市8町に在住の方

【申込み】 利用には神河町図書カードが必要です。初めて借りるときは、図書カード申請書に必要事項を記入して、カウンターへ提出してください。(身分証明書が必要です。学生証・免許証・保険証等)

【期間等】 各館ごとに1人3冊まで2週間

【時 間】 開館日の午前9時から午後5時まで

【休館日】 毎週月曜日(中央公民館・神崎公民館は祝日の場合は翌日)、年末年始

★パソコンやスマートフォンから図書の検索ができます。
<https://ilisod009.apsel.jp/lib-kamikawa-hyogo/>



■返却

【場 所】 3館(中央公民館、神崎公民館、きらきら館)どこでも返却できます。

【時 間】 中央公民館、神崎公民館は開館日の午後9時半まで(日曜・祝日は午後5時まで)

【注 意】 ・事務所またはカウンターまでお持ちください。(直接本棚に戻さないでください。)
 ・本を紛失したり破損されたときは、弁償していただくことがあります。

図書館相互利用制度

播磨圏域の8市8町に在住の方は、この圏域内の図書館等の図書を借りることができます。

◎播磨圏域8市8町

姫路市、相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、赤穂市
 稲美町、播磨町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町、神河町

◎利用したい図書館で、図書利用カード発行の手続きをしてください。

貸出期間や貸出方法など、詳細は直接各図書館へおたずねください。図書の返却は、借りた図書館に返してください。

◎「播磨圏域8市8町相互利用図書館」横断検索サイトから、図書の検索ができます。

http://www01.ufinity.jp/himeji_lib/



■マイナンバーカードで本を借りられます

- まずは、窓口で手続きを!(マイナンバーカードと利用者電子証明書の暗証番号が必要です。)
- 貸出の際、マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、暗証番号を入力します。その後は、通常の貸出と同じです。
- このサービスでは、マイナンバーカード内の公的個人認証(利用者証明用電子証明書)を利用します。

■県立図書館の利用について

- 県立図書館の本を、中央公民館または神崎公民館で借りることができます。貸出をご希望の方は、県立図書館のホームページから検索できます。もしくは、中央公民館にお問い合わせください。
 - インターネットで県立図書館の本を予約し、神河町中央公民館で受取・返却することができます。詳しくは、県立図書館のホームページをご覧ください。
 - 令和5年4月から電子書籍サービスが開始されています。
- ※令和7年図書コミュニティ施設完成後は全て移行する予定です。



体育施設

問 教育課 ☎34-0212

	施設名	所在地	電話番号
①	町民体育館	神河町長谷 999-3	35-0740
②	神崎体育センター	神河町中村 8	32-1681
③	町民グラウンド	神河町中村 28-1	32-1681
④	はにおか運動公園	神河町比延 277-4	34-0005
⑤	すぱーく神崎	神河町貝野 434	32-2062
⑥	町民温水プール	神河町長谷 990-1	35-0536
⑦	B & G 海洋センター体育館	神河町根宇野 1019-3	32-1307
⑧	B & G 海洋センタープール	神河町根宇野 1019-3	32-1307
⑨	野球場(グリーンエコー笠形)	神河町根宇野 1019-3	32-1307

【休館日】 ・月曜日(月曜日が祝日の場合は、その後の最も近い休日でない日)
・12月29日から1月3日・日曜、祝日の午後5時以降は休館

【利用方法】 ・各施設に問い合わせて予約確認をしてください。
・①～⑥の施設については、事前に各施設または教育課へ使用申請書を提出してください。
(申請書は町のホームページからダウンロードできます。)
・⑦～⑧の施設については、グリーンエコー笠形へお問い合わせください。

【注意事項】 ・新年度4月以降の予約は、3月中旬以降にお願いします。
・スポーツ協会など各種クラブ団体が定期練習の予約をしていますが、原則一般利用を優先しますので、一般の予約希望があった場合は調整します。
・予約は、原則各施設へ直接お願いします。
・はにおか運動公園は、1か月前から予約を受け付けます。
・料金や使用料の減免については、ホームページをご覧ください。

コミュニティバス

問 ひと・まち・みらい課 ☎34-0002

児童・生徒の通学や高齢者や車に乗らない人の通院や買い物など、町内での移動手段を確保するためにコミュニティバスを運行しています。運行ルートや時刻表、運賃等については町のホームページに掲載しています。

料金

町内一律200円(1路線1回200円)(小人100円)

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、また高齢者で運転免許証返納証明書をお持ちの方は運賃半額となります。お降りの際に運転手にそれぞれの該当する手帳をご提示ください。

一日バスポート

乗り継ぎが1日で2回以上ある場合は、200円支払う代わりに一日バスポート(400円/往復料金相当)によって、町内一日乗り放題で移動することができます。必要な場合には、運転手に「一日バスポート」と申し出てください。



消費生活相談

問 住民生活課 ☎34-0963

問 神崎郡消費生活中核センター ☎22-4977

悪質商法による被害や製品事故の苦情など、消費生活に関する相談を受け付けています。神崎郡消費生活中核センターでは、専門の知識を持った相談員が問題解決のためのアドバイスや斡旋を行います。より専門的な相談機関が必要な場合は、その相談内容にあった窓口の紹介も行います。もちろん相談は無料で、秘密は厳守します。年齢や職業などに関係なく、学生や未成年者でも相談できます。被害を受けていなくても、不安や疑問があれば早めに相談しましょう。

相談できる内容

- 悪質商法、多重債務に関する相談
- 消費者被害(製品事故も含む)に関する相談
- 日常の消費生活全般にわたる相談

※相談する前に、あらかじめ内容を整理して伝えられるように準備しておきましょう。また、関連書類も手元に用意しておきましょう。

※相談受付時間 火～金、午前9時から午後4時まで。年末年始、祝日は除く。月曜日は休館日。



住まい・暮らし

■ 請願・陳情

町政などで実現してほしいことなどを議会に要望する制度として請願・陳情があり、だれでも提出できます。

請願については、紹介議員(1人以上)が必要です。本会議で議題にした上で、必要に応じて所管する常任委員会などで審査し、本会議で結論(採択・不採択)を出します。

陳情については、紹介議員は必要ありません。議場配付、また必要に応じて所管する常任委員会などで審査を行います。

■ 会議の公開

● 傍聴

議会の本会議は傍聴することができます。希望される方は、本会議当日に議場入り口の傍聴人受付簿に住所、氏名などを記入してください。なお、定員は先着順に30人までです。傍聴者が20人以上となる場合、傍聴席の準備が必要となりますので、団体での傍聴を希望される場合は事前に事務局までご連絡ください。

また、役場本庁舎1階ロビー、中央公民館ロビーのテレビでも、本会議の中継を見ることができます。

● ケーブルテレビ放映

定例会ごとに審議の様子を生中継しています。また、一般質問については、録画編集し、特別番組として放映しています。

● YouTube公開

定例会ごとの審議の様子を録画編集し、YouTubeで公開しています。議会ホームページからいつでも見ることができます。



YouTube

議会の広報

● 議会だより

本会議の質疑内容を中心に、定例会ごとに発行し、各世帯に配付しています。



● 議会ホームページ

町ホームページから本会議の会議録や町議会のさまざまな情報を見ることができます。



ケーブルテレビ

情報社会に適応した快適で住みよい定住環境づくりを実現するため、ケーブルテレビシステム施設を整備し、地上波・衛星波のテレビ再送信、行政情報、災害情報などを配信する自主放送番組(コミュニティチャンネル)、インターネット接続を提供しています。

コミュニティチャンネル

町の出来事やイベント、生中継やお知らせなどまちの話題を住民の皆さまにお届けしています。

文字放送チャンネル

役場からの行政情報を中心に、お知らせなどを文字および静止画で放送しています。

① 加入の申込み

加入申請書に必要事項を記入し、情報センターまでお申込みください。加入金や、引き込み工事内容等、打ち合わせをさせていただきます。(申請書は窓口にてお渡しします。)※賃貸住宅などの場合は、大家さんがすでに加入されていれば、加入負担金、工事などが不要の場合があります。

② 利用料の支払い

毎月26日(休日の場合は翌日)に取扱い金融機関から利用料を自動振り替えさせていただきます。基本料金は、加入のあった月の翌月分から発生します。また、脱退する月分まで発生します。

③ご覧いただけるチャンネル

町内にお届けしている地上波は次のとおりです。

CH	放送内容	番組内容	料金	申し込み先	備考
11	NHK 総合	コミュニティチャンネル	NHKと 直接契約	NHK	地上契約
21	NHK Eテレ				
31	サンテレビ		基本料 金で視 聴でき ます。	情報センター	
41	毎日放送				
61	朝日放送				
71	テレビ大阪				
81	関西テレビ				
101	読売テレビ				
111	自主放送チャンネル				
112	文字放送チャンネル	行政情報等の静止画放送			

BS・CS放送については情報センターまでお問合せください。

広報

問 総務課 ☎34-0001

広報かみかわ

町が毎月発行している広報紙です。町政の動きや生活に必要な手続き、町内の出来事やイベント情報をお届けしています。

全世帯に配布するほか、役場や公民館などの公共施設に設置しています。また、町のホームページでもご覧いただけます。

ホームページ

行政情報やイベント情報などさまざまな情報を掲載しています。

<https://www.town.kamikawa.hyogo.jp>



公式 SNS

タイムリーに町からのお知らせやイベント情報、時には防災に関する緊急情報などを発信します。公式アカウントへの登録をお願いします。

Facebook（フェイスブック）



ページ名： 兵庫県神河町（Kamikawa, Hyogo）
ユーザーネーム： @kamikawa.hyogo
URL： <https://www.facebook.com/kamikawa.hyogo>



X（旧 Twitter）



名前： 兵庫県神河町（Kamikawa）
ユーザー名： @kamikawa_hyogo
URL： https://twitter.com/kamikawa_hyogo



Instagram（インスタグラム）



名前： 兵庫県神河町公式『kamikawa_hyogo』
ユーザーネーム： kamikawa_hyogo
URL： https://www.instagram.com/kamikawa_hyogo



YouTube（ユーチューブ）



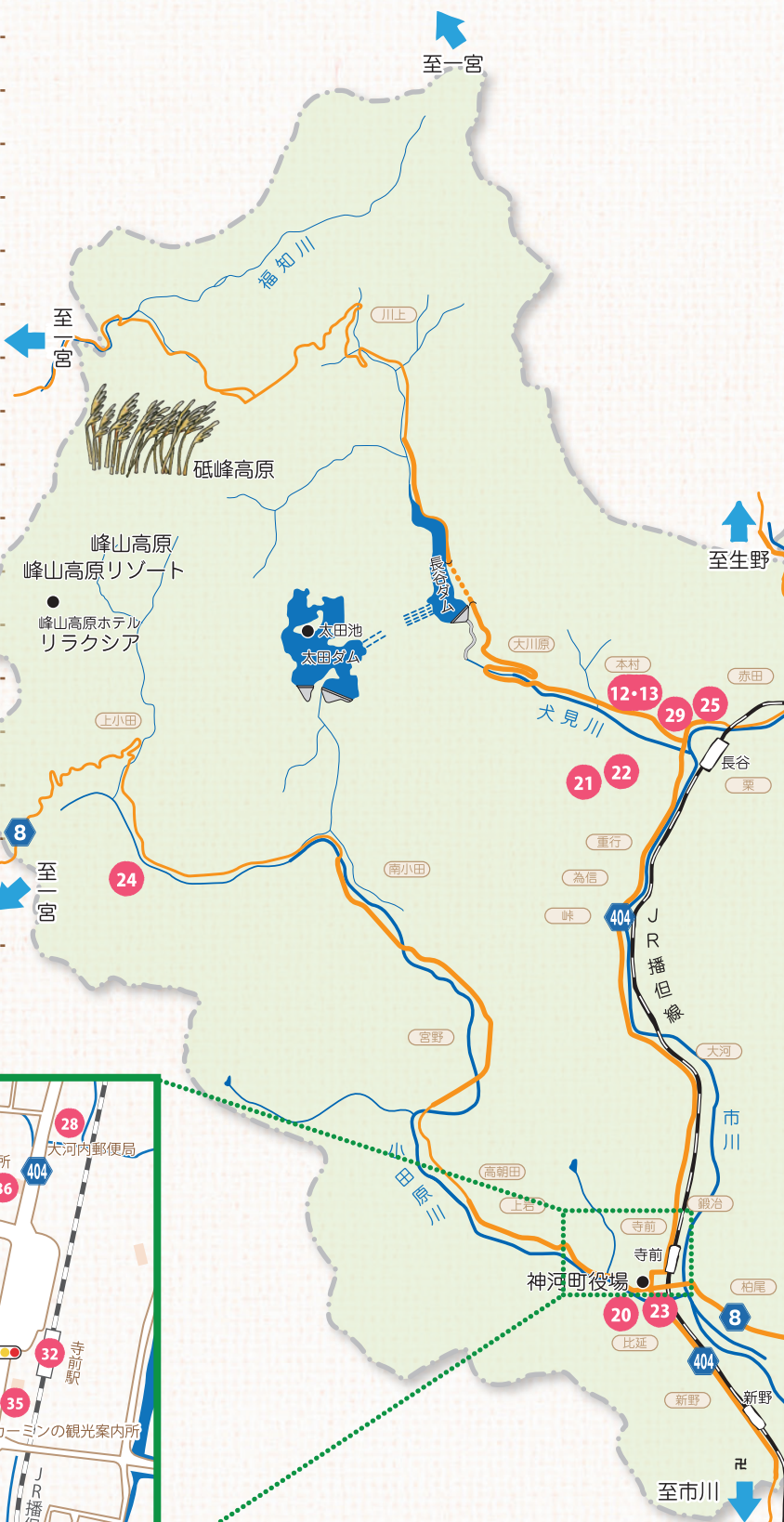
チャンネル名： 兵庫県 神河町
URL： <https://www.youtube.com/channel/UCyz1ekPlh5QmZilm4U0oQeg>



住まい・暮らし

主要施設マップ

1	神河町役場 本庁舎	34-0001
2	中央公民館	34-1450
3	神河町役場 神崎支庁舎	32-2421
4	神河町ケーブルテレビ	32-2752
5	神崎公民館	32-1681
6	クリーンセンター	32-2888
7	公立神崎総合病院	32-1331
8	兵庫県立神崎高等学校	32-0209
9	神河中学校	34-0030
10	寺前小学校	34-0024
11	寺前幼稚園	34-0724
12	長谷小学校	35-0012
13	長谷幼稚園	080-8756-6603
14	神崎小学校	32-0025
15	神崎幼稚園	32-1790
16	寺前保育所	34-1538
17	神崎保育園	32-0284
18	子育て学習センターおひさま	34-0315
19	児童センターきらきら館	32-2410



寺前駅付近拡大図



20	はにおか運動公園	34-0005
21	町民体育館	35-0740
22	町民温水プール	35-0536
23	寺前駐在所	福崎警察署 (0790-23-0110) 代表番号の交換を 通してつながります。
24	上小田駐在所	
25	長谷駐在所	
26	粟賀交番	
27	越知谷駐在所	

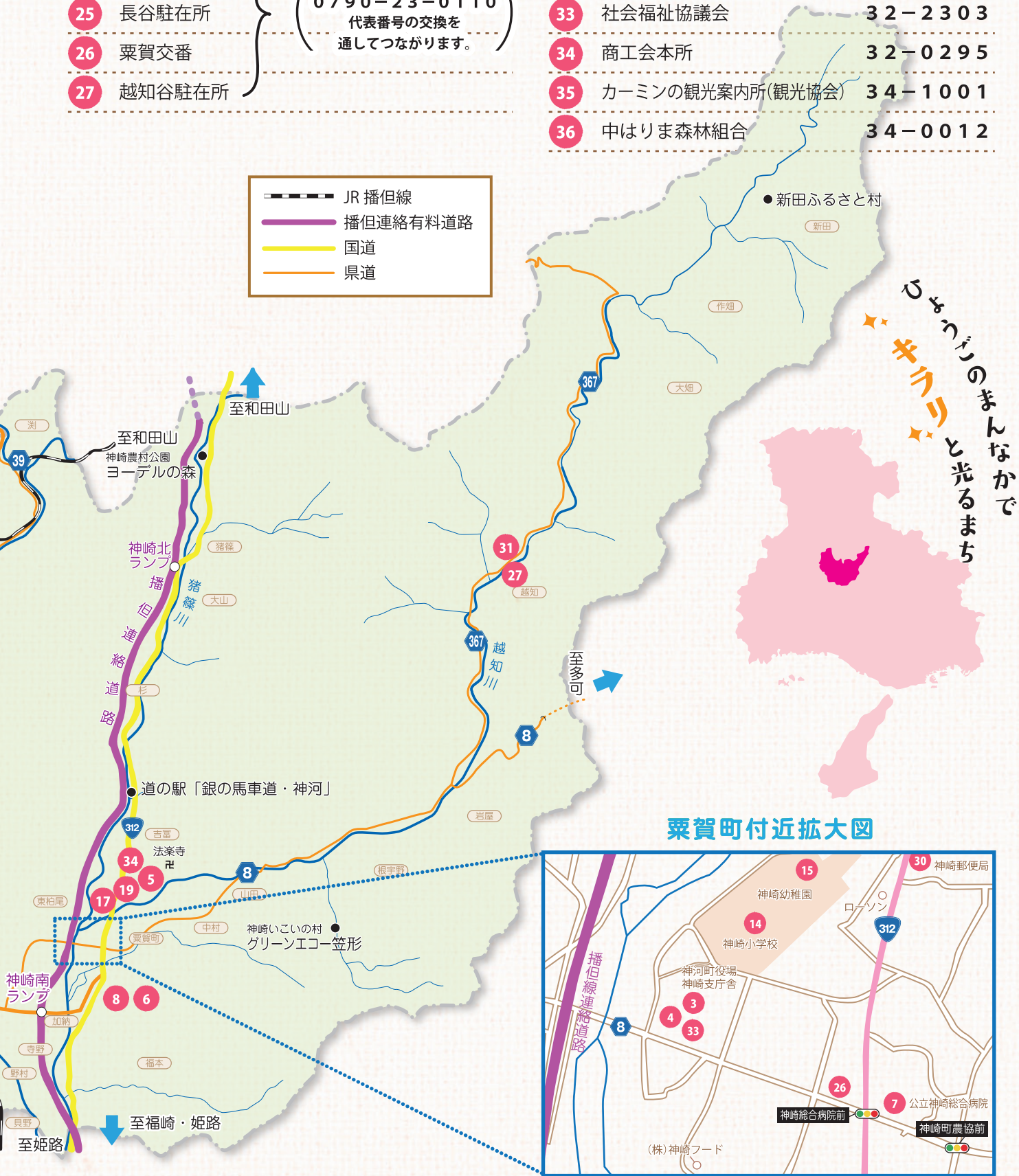
28	大河内郵便局	34-0050
29	大河内長谷郵便局	35-0050
30	神崎郵便局	32-0050
31	神崎越知郵便局	33-0050
32	J R 寺前駅	0570-00-2486 (JR 西日本お客様センター)
33	社会福祉協議会	32-2303
34	商工会本所	32-0295
35	カーミンの観光案内所(観光協会)	34-1001
36	中はりま森林組合	34-0012

JR 播但線

播但連絡有料道路

国道

県道



粟賀町付近拡大図



主要施設マップ